

- (2) お客様からご依頼をいただいた場合は添乗員が同行し、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務を行います。添乗員の業務の時間帯は、原則として8時から20時までとします。
- (3) 当社が添乗サービスを提供する場合、お客様から下記に定める「添乗サービス料金」と添乗員が同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けます。
- (4) お客様からご依頼をいただいた場合は空港等への送迎サービスを行います。
- (5) 当社が空港等への送迎サービスを提供する場合、お客様から下記に定める「空港等への送迎料金」と係員が送迎するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けます。
- お申込みの旅行に係る添乗員費用（添乗サービス料金と必要な実費の合計）と送迎費用（空港等への送迎料金と必要な実費の合計）は、見積書に明示します。

区 分	内 容	料 金 (消費税込み)	
添乗サービス 料 金	国内旅行	添乗員1名1日当たり3,000円 (交通費、宿泊費は別)	
	海外旅行	添乗員1名1日当たり6,000円 (交通費、宿泊費は別)	
空港等への 送 迎 料 金	国内旅行	(1) 空港等への送迎 (ただし、お客様の依頼による場合のみ)	(送迎係員1名につき) 16,000円 (交通費、宿泊費は別)
		(2) 空港等への送迎を日曜日、祝日、年末年始に行った場合 (ただし、お客様の依頼による場合のみ)	(送迎係員1名につき) (1)の料金を5,000円増
		(3) 空港等への送迎を午後10時から午前6時までの間に 行った場合 (ただし、お客様の依頼による場合のみ)	(送迎係員1名につき) (1)の料金を5,000円増
	海外旅行	(1) 空港等への送迎 (ただし、お客様の依頼による場合のみ)	(送迎係員1名につき) 16,000円 (交通費、宿泊費は別)
		(2) 空港等への送迎を日曜日、祝日、年末年始に行った場合 (ただし、お客様の依頼による場合のみ)	(送迎係員1名につき) (1)の料金を5,000円増
		(3) 空港等への送迎を午後10時から午前6時までの間に 行った場合 (ただし、お客様の依頼による場合のみ)	(送迎係員1名につき) (1)の料金を5,000円増

(注) 上記の各該当料金は合算して申し受けます。

1.1. 契約の解除

(1) お客様の任意解除

お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

- ① お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
- ② 未提供の旅行サービスに係る取消料その他旅行サービス提供機関の未払い費用
- ③ 当社所定の取扱料金としての手数料金・取消手数料金
- ④ 通信契約を解除する場合、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして取消料の支払いを受けます。

(2) お客様の責に帰すべき事由による解除

- ① 当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取り消させていただく場合があります。
- ② お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社は旅行契約を解除します。

①、②の場合、下記の費用はお客様の負担とさせていただきます。

既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金としての手数料金・取消手数料金。

- ③ お客様が第2項(6)に該当することが判明したとき、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払戻します。

(3) 当社の責に帰すべき理由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価としての支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

- (4) 通信契約を解除する場合、当社は、提携会社のカードにより会員の署名なくして本項(1)から(3)に係る費用、第12項及び第13項に係る取消料金等の支払いを受けます

- (5) 当社が「善良な管理者の注意」をもって、契約書面に記載した旅行サービスの手配を行ったときは、当社の債務の履行は終了したものといたします。当社は手配の全部又は一部を国内・海外の旅行業者・手配代行者その他補助者に代行させることがあります。

区 分	内 容	料 金 (消費税込み)		
取 消 手 続 料 金	国内旅行	運送機関と宿泊機関等の手配が 複合した場合	15人以上の団体手配旅行 個人(上記以外)	取消に係る旅行費用の20%以内 1手配につき1,000円
		運送機関、宿泊機関の予約・手配の取消し (未使用券の精算手続がある場合はそれを含む)		1手配につき1,000円
		観光・入場・食事・その他のサービス等の予約・手配の取消し		1手配につき1,000円
	海外旅行	運送機関と宿泊機関等の手配が 複合した場合	15人以上の団体手配旅行 個人(上記以外)	取消に係る旅行費用の20%以内 取消に係る旅行費用の20%以内
		運送機関(航空券を除く)、宿泊機関の予約・手配の取消し (未使用券の精算手続がある場合はそれを含む)		1手配につき5,000円
		観光・入場・食事・その他のサービス等の予約・手配の取消し		1手配につき5,000円
	航空券の予約・手配の取消し (未使用券の精算手続がある場合はそれを含む)		1手配につき5,000円	

- (注) 1. 上記の取消手続料金は、1手配を対象とした料金です。
2. 団体手配旅行とは、15人以上の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
3. 旅行費用とは、運送・宿泊機関等に対して運賃・宿泊料・その他の名目で支払う費用をいいます。
4. 入場券の払戻しはできません。
5. お客様のお申し出による取消の場合は、手配料金・変更手続料金は払戻し致しません。
お客様のお申し出による取消の場合は、運送機関・宿泊機関等の定める取消料の他、上記の取消手続料金を申し受けます。
6. 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1手配として扱います。
7. 上記の各該当料金は合算して申し受けます。

1 2. 国内宿泊施設・観光施設の取消料金

- (1) 旅館・ホテル等の取消料は各施設ごとの宿泊約款によります。
(2) 一部人員の変更(減員)については、別途取消料を定めています。
(3) 宿泊日当日、券面人員が減少した場合は、お泊りになった宿泊施設で所定の払い戻しをうけて、払い戻し欄にご署名下さい。
(4) 払戻しは宿泊日より1ヶ月以内にお申し出下さい。
(5) 同一旅館・ホテルに連泊の場合は、1泊の宿泊料金を基準として取消料を適用します。

1 3. 海外航空券の変更・取消手続料金

- (1) 発券後の航空券の旅客名変更は、予約を一旦取消、再度予約をすることになりますので、取消手続料金を申し受けます。
(2) 繁忙期の航空券はお客様にご連絡確認のうえ発券手続をします。その場合、その後の変更取消は変更手続料金・取消手続料金を申し受けます。

1 4. 当社の責任

- (1) 当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。
(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与しえない事由により損害を被ったとき、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。
(3) 手荷物の損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行は14日以内、海外旅行は21日以内に通知があったときに限り、1旅行1名につき15万円(当社に故意又は重大な過失があった場合を除きます)として賠償します。

1 5. お客様の責任

お客様の故意・過失・法令・公序良俗に反する行為もしくはお客様が当社約款を守らないことにより当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません。

1 6. お客様が出発まで実施する事項

- (1) 旅券(パスポート)・査証(ビザ)・予防接種について

①現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行ってください。

当社ではこれら手続き等の代行については、渡航手続料金をいただいております。この場合、当社はおお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。また、当社が手続きの代行を行うことで実際にお客様が旅券・査証等を取得できること及び関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。したがって、当社の責に帰すべき事由によらず、お客様が旅券・査証等の取得ができず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

②渡航先国により入国時に予防接種証明書が必要です。あらかじめ指定の検疫所で予防接種を受け証明書の交付を受け携帯してください。

日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。

- (2) 衛生情報について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」<http://www.forth.go.jp>でご確認ください。

- (3) 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に営業所員・外務員が「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、「外務省海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp>でもご確認ください。

「外務省海外安全ホームページ」はメールサービス登録により最新の情報を得ることができます。

1 7. 個人情報の利用目的及び第三者提供について

(1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びこれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それらの運送・宿泊機関、保険会社等に対し、お客様の氏名、パスポート番号等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

(2) 当社は旅行先での、お客様の手荷物の運送、お土産店でのお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを運送業者やお土産店等に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び乗車・搭乗日と利用便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって運送業者やお土産店等に提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申し込み時にお申し出ください。

(3) 当社が取得する個人情報は、お客様の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲のお客様の個人情報とします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに応ずる(又は応じられない旨の回答をする)目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがあります。これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内とします。

(4) 当社が本項(3)の個人情報を取得することについてお客様の同意を得られない場合は、当社は、契約の締結に応じられないことがあります。また同意を得られないことにより、お客様のご希望される手配等が行えない場合があります。

(5) 当社が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、又はその利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止をご希望の方は、必要となる手続きについてご案内いたしますので、下記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。

18. 燃油サーチャージについて

(1) 燃油サーチャージは、旅行代金には含まれておりません。出発日や利用航空会社等により必要となる場合がありますので、旅行代金と併せて日本円でお支払いください。詳しくは、契約時にご案内申し上げます。

(2) 契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分をお客様の同意を得た上で追加徴収し、減額された場合には、その減額分をすみやかに払戻します。

(3) お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約を解除される場合は、当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

19. その他

航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。

20. 約款準拠

本取引条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）に定めるところによります。

<個人情報等に関するお問い合わせ・苦情のお申し出先>

個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは、下記の窓口までお申し出ください。
株式会社 A travel 電話：03-6272-9197

以 上

当社旅行業約款（手配旅行契約の部）をご希望のお客様は、営業所員・外務員にお申し出ください。

当社旅行業約款（手配旅行契約の部）は、「当社ホームページ」<http://www.atravel.co.jp/>からもご覧になれます。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店・営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。